

## 令和3年第6回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年9月8日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

### ○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
焼尻支所長	金丸貴典君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和3年第6回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和3年第6回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本付近に停滞した前線の影響により、8月11日から降り続いた雨は記録的な大雨となり、西日本から東日本の広い範囲で河川の氾濫や土砂崩れなどの被害をもたらしました。犠牲になられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様及び関係者のご心中、ご苦勞に心よりお見舞い申し上げます。

9月は北海道に接近する台風が比較的多い時期でもありますので、本町においても気象情報等を注視しながら万全な備えが必要であると考えております。

このような中、本町では毎年防災訓練を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度につきましても町民の皆様にご参加いただく訓練は中止することといたしました。町民の皆様におかれましては、9月の防災月間に合わせ、非常食など備蓄品の点検や夜間の避難経路など、万が一の際の避難行動などを各家庭において一度ご確認をお願いいたします。

なお、災害発生時、危険な場所にいる方は避難することが原則であり、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応が重要課題となっておりますことから、秋頃に職員を対象とした避難所初動対応訓練を実施する予定であります。迅速かつ効率的な避難所開設、スムーズな避難所運営に向け、手順や課題などの確認を行い、いつ起こるか分からない災害に備えてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。国では8月27日から9月12日までを期間として北海道に3度目の緊急事態宣言を発出いたしました。道内においても、特に札幌市や旭川市などの特定措置区域において感染力が非常に強いとされるデルタ株により、これまでに経験したことのないスピードで感染が広がっており、深刻な事態となっております。留萌管内においても帰省された方による感染が確認されるなど、デルタ株の広がりが強く懸念されております。町内公共施設については町民以外の方の利用を制限しているところではありますが、ご利用の際はマスクの着用や手指消毒、3密回避、一定時間ごとの換気など、基本的な感染防止対策をお願い申し上げます。

本町における新型コロナウイルスワクチン接種の状況であります。9月2日時点で接種希望者5,516人のうち4,905名が2回接種を終えております。残る希望者につ

きましても順次接種を完了する見込みでありますことから、現在実施している集団接種は  
今月15日をもって終了いたします。町民の皆様並びに医療関係者の皆様のご理解、ご協  
力によりスムーズに接種を進めることができましたことに、この場をお借りいたしまして  
深く感謝申し上げます次第であります。誠にありがとうございました。

なお、今後接種を希望される皆様には道立羽幌病院での個別接種を予定しておりますが、  
感染症の終息には引き続き気を緩めることなく対策していくことが重要と考えております。  
これまで多大なご協力をいただいておりますが、自分がかからないなどの根拠のない思  
い込みは捨て、いま一度マスク着用、手指消毒、3密の回避などの感染防止行動の徹底、  
ご自身や大切な人の命と健康を守る行動に努めていただきますよう切にお願いいたします。

また、先日報道いたしました職員の事務処理誤りにつきましては、当事者をはじめ町民  
の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたところであり、深くおわびを申し上げます。詳細につ  
きましては、農作物の生育状況と観光客の入り込み状況と併せて、この後の行政報告で述  
べさせていただきますが、今後再発防止に努めてまいりますとともに、信頼回復に全力で  
取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本定例会に提案しております案件は、監査報告1件、財政の健全化に関する報告  
1件、議案として辺地計画の変更1件、過疎計画の策定1件、令和3年度補正予算案2件、  
同意として教育委員の任命1件、そして令和2年度各会計決算認定8件の合わせて15件  
であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせてい  
ただきます。

#### ◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、

9番 舟 見 俊 明 君      10番 村 田 定 人 君

を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

9月2日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野 直君） 報告します。

9月2日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、  
次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告2件、議案4件、同意1件、認定8件、発議3件、意見案2件、都合20件であります。加えて、一般質問4名4件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から10日までの3日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問をもって終了といたします。明9日は、報告、一般議案、補正予算、令和2年度各会計決算認定の提案理由の説明を聴取した後、決算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、決算特別委員会を開催し、監査委員報告の後、各会計決算の内容説明を求めてから審議及び調査を行います。10日、本会議に戻し、各会計決算認定及び発議、意見案の審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から9月10日までの3日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月10日までの3日間と決定しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和3年度6月分から7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和3年 9月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会  
委員長 逢坂 照雄

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和3年 6月28日

- (1) 防災行政無線運用開始状況について
- (2) 指定管理者制度について

令和3年 8月 4日

- (1) 福寿川護岸整備完了に伴う現地視察について
- (2) 除排雪業務について
- (3) 町道の補修について
- (4) 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会委員長（小寺光一君）

令和3年 9月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会  
委員長 小寺 光 一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和3年 6月17日

天売複合施設について

令和3年 7月29日

羽幌小・中学校におけるICT環境整備状況と施設状況について（現地調査含む）

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和3年 9月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

広報広聴常任委員会  
委員長 阿 部 和 也

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和3年 6月18日、令和3年7月12日

議会広報の編集について

令和3年 6月28日

- (1) 町民との意見交換会について
- (2) 議会広聴に関することについて

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 職員の事務処理誤りについて。先般下水道使用料の賦課徴収漏れ及び下水道受益者負担金の賦課徴収漏れにより、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことにつきまして行政報告をさせていただきます。

初めに、下水道使用料の賦課徴収漏れについてであります。下水道使用料については公共下水道使用開始届の受理後、料金システムへ登録することにより賦課されるものであります。平成23年度及び26年度分においてシステムへの入力漏れが2件判明したほか、令和2年度において既に下水道に接続している建物へ新たに水栓が追加されたものに対し、賦課漏れとなる事案が判明いたしました。

賦課徴収漏れの要因につきましては、23年度及び26年度分は、排水設備工事の検査を行う係で利用者から公共下水道使用開始届を受理後、料金システムを管理する係へ回付し、システムへ下水道使用開始の登録を行い、利用者へ納付書が送付される仕組みとなっております。料金システムを管理する係においてシステムへの入力漏れが発生し、賦課

漏れとなったものであります。また、令和2年度分については、排水設備が既に下水道へ接続済みである家屋に新規水栓が追加され、その水栓に係る汚水が下水道に排出される場合は下水道の使用を伴うことから、本来であれば追加された水栓の分についても下水道使用料を賦課すべきところ、排水設備の状況について確認が不十分であったため、賦課漏れとなったものであります。

事案の判明の経過につきましては、現担当者がパソコンで管理している排水設備等工事台帳のチェックを行っていた際に台帳の一部に不明な箇所を見つけたため、確認したところ、下水道使用料が賦課されていないことが判明しました。このことから、下水道に接続した履歴のあるものを全て確認した結果、最終的に2件賦課漏れがあることが判明しました。また、水栓が追加された際の賦課漏れについては、当該家屋付近の地面にへこみが発生していたため、上下水道接続等の状況確認をしていた際に下水道使用料が賦課されていないことが判明いたしました。

賦課漏れによる影響につきましては、地方自治法第236条第1項の規定に基づき過去5年間分遡及賦課する額は、平成23年度分が1件、27万3,780円、平成26年度分が1件、22万1,580円、令和2年度分が1件、8万2,080円であります。なお、時効により消滅する賦課額につきましては、平成23年度分の一部において保存年限経過による調定資料不存在のため算定不能になっているものを除き24万1,740円、平成26年度分が7万1,820円であります。

事案判明後、担当課長及び係長において対象者へ説明し、おわび申し上げ、遡及賦課する下水道使用料の納付についてご理解をいただいております。

次に、下水道受益者負担金の賦課及び徴収漏れについてであります。下水道受益者負担金は、公共下水道に係る事業に要する費用の一部として都市計画法第75条の規定に基づき賦課し、徴収するものであります。平成16年度における賦課漏れ3件及び平成24年度における徴収猶予期間終了に伴う徴収漏れ1件が判明しました。

賦課徴収漏れの要因につきましては、下水道受益者負担金の賦課については、町が毎年度新たに対象となる賦課対象区域を定めて公告し、その公告の日現在において所有する土地の面積に応じて1平方メートル当たり200円を乗じて得た額が負担金となり、対象者に賦課されます。基本的には公告した賦課対象区域において土地の所有者に対し負担金を賦課するものであります。例外的に袋地であることや污水管が整備されていないため公共ますが設置されていない土地については受益は発生しないことから対象外とし、環境が整った時点で賦課をすることとしております。当該土地につきましては、本来であれば土地の所有者等の状況を踏まえ、賦課すべき土地であったものであります。袋地であったことや周辺の土地、道路の状況等により公共ますが設置されていない場所であると錯誤したもののと思われ、賦課の対象外と判断していたものであります。また、徴収猶予事由消滅による徴収漏れについては、賦課対象区域における土地の状況が農地である場合については羽幌町下水道事業受益者負担金条例第8条の規定に基づき、本人の申請により負担金の



徴収を猶予することができるかとされておりますが、この徴収猶予については土地を転用し、農地でなくなった時点で猶予事由が消滅します。当該土地は、平成23年度に実施された地籍調査において分筆、地目変更されていましたが、転用されたことを確認できず、見落としていたことが要因であります。

事案の判明の経過につきましては、徴収猶予をすることに決定している土地について徴収猶予継続の判断をするため、毎年度農業委員会へ農地の状況を確認しておりますが、今年度も従前と同様に照会したところ、当該土地の面積が変更になっている旨報告がありました。このため、当該土地を調査したところ平成23年度に実施された地籍調査において分筆、地目変更され、宅地となっていることが判明いたしました。徴収猶予については、農地から宅地へ転用された時点で徴収猶予事由が消滅するため、時効により徴収不能になっております。また、この土地の分筆等に関係して、隣接する土地の賦課漏れも併せて判明したものであります。

賦課徴収漏れによる影響につきましては、平成16年度分は3件、569平方メートル、11万3,800円となり、羽幌町下水道事業受益者負担金条例第6条第2項の規定に基づき、負担金の賦課は賦課基準日の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができないため、時効により徴収不能になっております。また、平成24年度分は1件、81.5平方メートル、1万6,300円となり、都市計画法第75条第7項の規定に基づき、負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から5年間行使しないときは時効により消滅するため、徴収不能になっております。

以上が事務処理誤りについての内容でございます。

下水道使用料の賦課徴収漏れにつきましては、平成23年度及び26年度当時は公共下水道使用開始届の受理後、料金システムを管理する係において定時の賦課期日である毎月15日を基準とし、その前後において半月ごとにまとめてシステム入力し、決裁を行ってまいりました。現在は従前の係は統合され、事務体制も変更になっており、開始届受理の都度システム入力し、複数人で開始届とシステム入力状況をチェックする体制を構築しております。

また、令和2年度における賦課漏れにつきましては、既に排水設備が下水道に接続されている中で新たに水栓が追加されることはまれなケースであります。そのような場合の対応に係る情報共有の強化や、下水道受益者負担金の賦課及び徴収漏れにつきましても、関係課との連携を含め複数人での確認を実施するなどチェック体制を構築しているところです。

日頃から職務の執行に際しましては事あるごとに注意喚起を行っており、改善に努めてきた中で過年度における事務処理誤りが判明し、当事者並びに町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことに心からおわびを申し上げます。今後におきましても再発防止に取り組み、町民の信頼回復に努めてまいります。

続いて、水稻及び主要農作物の生育状況についてご報告申し上げます。初めに、気象経

過の概要を説明いたします。気温は5月から8月上旬までは平年より高く推移し、日照時間は5月が平年を下回ったものの4か月を通しますと気温、日照時間ともに平年を大きく上回る結果となりました。降水量は、5月は平年を上回ったものの、その他の月は平年よりもかなり少なく推移しております。

次に、9月1日現在の主な作物の生育状況について申し上げます。水稻は、6月以降の多照により、生育期間全般を通して茎数は平年並みから平年より多く推移しました。7月は気温が高く、日照時間も多かったため、生育が進み、稔実歩合は平年並みとなっています。出穂以降の気温はおおむね平年並みで、登熟も順調に進んでおります。穂数は、平年より多いものの1穂当たりのもみ数がやや少なく、平米当たりのもみ数は平年並みからやや多くなる見込みです。

秋まき小麦は、融雪が早く進んだことから平年より早い起生となり、5月は気温に恵まれたことから、幼穂の形成も平年より早くなりました。その後の天候も順調に推移したため、成熟期は平年より早く、また収穫作業も好天に恵まれ、平年より早く終了しましたが、粒径は小さい傾向にあり、収量は平年より若干少なくなっております。

春まき小麦は、種期、出芽期、幼穂形成期とも平年より早く、6月以降の気温が高く推移したため、出穂期、成熟期についても平年より早くなりました。収穫作業も平年より早く終了しましたが、7月の少雨の影響もあり、収量は平年より少なくなっております。

大豆は、種期は平年より遅かったものの開花期は平年より早く進み、9月1日現在の生育では草丈は短く、葉数はほぼ平年並み、着莢数はやや少なく、生育は平年より6日進んでおります。

小豆は、種期、出芽期、開花期は平年より早く迎えました。9月1日現在の生育では、草丈は長く、葉数、着莢数は平年より少なく、生育は平年より4日進んでいます。

アスパラガスは、前年と同時期に出荷が始まり、選果終了も前年と同時期となりました。収穫期間中は、気温が平年より高く推移したことに加え、5月中旬から6月上旬にかけて平年より多い降水量があり、出荷量は約18トンで昨年を約7トン上回りました。

以上、水稻及び主要農作物の生育状況についての報告といたします。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。初めに、今年も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、様々な事業やイベントの延期や中止、または事業の縮小を余儀なくされており、また天売島、焼尻島を訪れるお客様に対する慎重な対応のお願いなど、町の観光に大きく影響を受けているところであります。

イベント関連では、日本一の品質を自負する天売島のウニや海産物を堪能できる天売ウニまつり、また焼尻島においては貴重なサフォーク肉を味わうことができる焼尻めん羊まつりが中止となりました。さらには両島の観光誘客促進を目的とした謎解き・宝探しイベントも中止となり、離島地区で行われる大きな観光誘客イベントについては昨年同様ほぼ全てが中止となったところであります。

市街地区については、日本トップクラスの水揚げ量を誇る甘エビの新鮮さや味覚をPR

するはぼろ甘エビまつりは、例年3万人規模で開催されるイベントであります。来場者に対する感染予防対策が非常に困難であるため、今年度も開催が見送られました。

次年度以降につきましては、感染症の状況を踏まえながら観光協会各支部や甘エビまつり実行委員会などと十分な協議を行い、それぞれのイベントを契機とした本町への誘客に努めてまいりたいと考えているところであります。

観光施設関連では、毎年多くの海水浴客でにぎわうはぼろサンセットビーチは、感染拡大予防の観点から、留萌管内にある全ての海水浴場で開設を見送る対策が取られたことから、今年も開設を取りやめたところであります。このため、毎年熱戦が繰り広げられておりますビーチバレーボール大会についても中止となったところであります。

また、例年サンセットビーチ周辺で実施されております花火大会は、主催者である羽幌町観光協会と協議を重ねた結果、開催時期や打ち上げ場所を変更し、規模を縮小した中での実施となりました。短い時間ではありましたが、町民の皆様に夏の風物詩を楽しんでいただけたものと感じているところであります。

はぼろバラ園は、今年も新型コロナウイルス感染拡大の状況を見ながらの運営となり、しっかりと感染予防対策を行いながらバラ講習会や町民ボランティアの皆さんの参加をお願いし、枝の剪定や花摘み作業を実施していただいているところであります。

このほか、文化、スポーツなどの合宿受入れにつきましても感染拡大の影響が及んでおり、8月に予定されていた高校女子なぎなた部や大学合気道部など、いずれも中止が決定、9月も高校女子バレーボール部の来訪は予定されておりますが、緊急事態宣言の発出により、現時点では保留となっているところであります。

新型コロナウイルス感染症の終息が依然として不透明であります。今後はウィズコロナにも対応した新しいスタイルを取り入れた事業展開により、落ち込んだ観光や経済活動を盛り上げていく必要があると考えております。引き続き羽幌町観光協会をはじめ関係機関と連携を密にし、天売島、焼尻島の魅力を存分に生かし、観光を活用した交流人口の拡大、地域の活性化に努め、本町のますますの魅力向上につなげてまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。4番、阿部和也君、5番、工藤正幸君、8番、逢坂照雄君、1番、金木直文君の以上4名であります。

最初に、4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 建築業の現状と町発注工事について質問します。

これまで羽幌町内の建築業者は、町内の経済を支えるとともに雇用の維持、創出に大きく貢献をしてきましたが、近年はハウスメーカーの進出や人口の減少等に伴う民間工事の受注減少により、町内の建築業者は大変厳しい状況にあります。このような中、羽幌町でも様々な建築業振興策や地元建築業の振興にもつなげる羽幌町総合振興計画ほか各種計画に記載してある住宅政策などを実施してきていると思いますが、今後はさらなる建築業振興策が必要になると考えます。

また、町発注の建築工事については、多くの既存施設や公営住宅等が耐用年数の経過を迎えることから、今後は施設の建て替えや大規模改修等が主体になると思われませんが、これら建築工事を元請、下請ともに地元建築業者が受注することによって地場産業の振興が図られると考えます。それが雇用の維持、創出につながり、また地元建築業者による建築資材等の地場調達も町内経済の活性化にもつながると考えます。

以上の点を踏まえ、羽幌町の建築業の現状と町発注工事について質問をします。

1、建築業の現状と今後の課題についてどのように捉えているのか。

2、現在行われている建築業振興策の評価は。また、新たな建築業振興策は考えているのか。さらには、羽幌町総合振興計画ほか各種計画に記載してある住宅政策の状況はどのようなになっているのか。

3、公営住宅等長寿命化計画と公共施設マネジメント計画の計画期間内での建て替え、大規模改修工事等の発注については地元建築業者の経営等に大きく影響してくるが、それぞれの計画の進捗状況はどのようなになっているのか。また、計画を進めるに当たり今後の課題は何か。

4、これまでも町発注の施設建て替え、大規模改修や軽微な工事等の元請業者については地元業者を優先して発注してきていると思うが、今後についても地元業者優先での発注と考えているのか。

5、下請業者についても地場産業の振興を目的に、地元業者でも施工可能なものについては地元業者が受注できるよう工事発注者として配慮していくべきだと思うが、どうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

1点目の建築業の現状と今後の課題についてであります。建築業においては、議員ご指摘のとおり、近年の人口減少や業者間の競争等による受注数の減少により、厳しい状況

にあると捉えております。今後は公共事業の受注、施工をしていただく中で、事業者自らの一層の企業努力により技術力、競争力の向上につなげていただくことが課題になってくるものと考えております。

2点目の建築業振興策の評価についてであります。現在町が実施している事業には主たる目的がおの定められておりますことから、建築業の振興に特化して評価することは難しいところでありますが、事業を実施することが結果として建築業の振興に結びついているものと考えております。また、建築業に特化した新たな振興策につきましては現在のところございませんが、今後も必要に応じて関係各課で連携を図りながら限りある財源の範囲で事業を検討してまいりたいと考えております。次に、総合振興計画等に記載している住宅政策につきましては、これまでの状況に応じて見直しなどを行いつつ、計画的に進めているものと認識しております。

3点目の計画の進捗状況についてであります。公営住宅等長寿命化計画につきましては建て替えや除却について計画的に進めておりますが、今後は必要に応じて内容の見直しを検討してまいりたいと考えております。また、公共施設マネジメント計画については計画策定から約5年が経過しておりますが、実施時期の見直しなどにより計画施設数を大幅に下回っている状況にあります。今後の課題といたしましては、様々な要因により計画と大きな乖離が出てきていることから、他事業の進捗状況や財政状況を勘案しながら建て替えなどの方針や実施時期の見直しが必要であると考えております。

4点目の地元業者を優先した発注についてであります。これまでも町の発注工事については、法令等に基づき、地元業者の技術力で施工が可能な工事については地元業者をはじめとした指名競争入札とするなどの取扱いをしてきており、今後も同様の取扱いをしてまいりたいと考えております。

5点目の下請業者に関する配慮についてであります。工事を発注する際には法令により受注業者の自由で健全な競争や事業活動に配慮することが必要とされております。発注者となる町が下請業者を地元業者とするといった義務づけができない中、これまで受注者には地場産業の振興にご理解をいただきながら、できる限り地元業者の採用に配慮いただくようお願いしてきたところであり、今後もお願いしてまいりたいと考えております。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） それでは、いただきました答弁に沿って再度質問いたします。

今回建築業の現状と町発注工事について質問をさせていただきました。いただいた答弁の内容については十分理解もしていますし、今回僕がした質問の内容についても理解していただけたのかなと思います。僕も建築業に携わる者として建築業の現状と今後の羽幌町の建築業についての自分なりの思いや考えというものもありますし、またいただいた答弁の確認等も含めて再度質問させていただきます。

それでは、いただいた答弁に沿って再質問に移りたいと思います。まず、1点目の建築業の現状と今後の課題についてですが、答弁いただいていますけれども、まず質問ですが、現状と課題としてもう一つ考えられる部分としては担い手不足であったり労働力不足も挙げられるのではないかなとも思いますが、これについても答弁のほうにはありませんけれども、町側も同じような認識で考えているのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

議員おっしゃられるような認識しております。これらの課題については様々な視点で考えていくことが必要であると考えておりますことから、建築業の厳しい状況についても含めて関係各課と改めて情報共有をしていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今課長の答弁からも同じような認識ということで、また様々な視点に立って考えていかなければならない、これは建築業に限ったことではないですけども、どうしても人口が少なくなればそういった現状、問題、また課題となってくると思いますので、ぜひともそういった部分解決していただきたいと思います。

もう一つ、1点目でいただいた答弁では現状としては厳しい状況にあると答弁いただきました。課題については、今質問したこともそうですけれども、今後は公共工事の受注、施工していく中で企業努力により解決していただきたいというような感じでしたけれども、企業努力というのは民間の工事、公共工事の受注、施工、どちらも共通して企業努力が必要だと思えますし、本来商売というものは当然企業努力をしていかなければならない部分だと思いますが、今回こういった質問をしたのは企業の努力だけでは難しい部分があると思ひまして、企業努力以外で行政として課題解決に向けての方法等何か考えられることがあるのか、そういった部分お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

建設課といたしましては、まずは今ある公共施設の適切な維持管理をしていくことは町民生活の維持、向上のみならず地域産業の振興に寄与する一つであると認識しております。その中で建設課発注分の主な建築工事は昨年度5件あり、その全てが町内業者が受注していることから、地元企業に配慮する点については一定程度達成していると認識しているところです。このような認識の下、建設課といたしましては、限りある予算の範囲内ではありますが、できる限り公共施設の適切な維持管理に努めていきたいと考えているところです。またあわせて、事業者自らの一層の技術力、競争力の向上による相乗効果により、一層の地場産業の振興が図られればとの思いでもありますので、繰り返しになりますが、建築業の厳しい状況につきましては関係各課と改めて情報共有していき、課題に取り組みたいと考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今課長のほうから公共施設の維持管理であったり建設、公共工事の発注をしていく中で建築業の振興という部分であったり、またこれまでの町発注工事についての地元の受注分という部分で地場産業の振興というのが図られるということでありましたけれども、もちろん課長言っていることは十分理解しますが、一つ考えていただきたいのが全ての業者が公共工事を受注できるというわけではありません。入札に参加するに当たっては当然参加の基準といいますか、そういったものもありますし、入札よりも下の金額になる見積り合わせにいたしましても過去の実績であったり指名願を出しているところとか、そういった状況もありまして、どうしても起業してすぐの方というのは公共工事というものが受注できない状況にあります。この町で建築業をやっていこうという方たちに対して今後どういったことができるのかということでも以前も課長にもお話した部分もありますので、それらを含めて僕的に課題解決の方法として今回質問した2点目以降につながってくるのではないかなと思って質問しました。

今の部分踏まえて次の2点目について質問しますが、まず現在行われている建築業振興策の評価について質問しました。いただいた答弁では実施している事業で主たる目的がおのおの定められているため、建築業振興に特化して評価するのが難しいが、事業実施することが結果として振興策になっているとの答弁でした。そこで、質問しますけれども、現時点で建築業の振興に特化した、いわゆる純粋な建築用振興策というのは現在はないということではよろしいのかどうかお聞きします。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

建築業に特化したものがないという部分で私のほうの所管課の一つとしてお答えをさせていただきます。当課の所管事業で申し上げますと、空き家対策ですとか公住の建設ですとか除却、あるいは維持補修といったものがあるのかなというふうに思っています。それで、空き家対策の部分でいいますと、主たる目的というところで空き家対策のまず有効活用と空き家を減らすという大前提、目的があるというふうに思っています。それから、住環境の確保ですとか移住定住の促進ですとかもろもろありますが、それらがこの事業を実施することによって建築業の振興に最終的には結びつく、このような認識でおります。また、公営住宅の関係につきましても住環境の整備というような大きな目的がありますので、そういうことを行っていく中で最終的には建築業の振興にも結びついているという認識でいるところです。あと、その他の課でも行っている施策もあります。また、各施設の建設と維持補修等ありますけれども、それはそれぞれの別な主たる目的があった中で対応しているというような認識でおります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 町民課長のほうからの答弁というのも十分理解はできますが、なぜこれを質問したかといいますと、過去の僕がやってきた部分の一般質問の中で平成29

年の3月定例会の一般質問、建築業の現状と住宅施策、その質問の中で住宅建設に対しての補助制度を創設してみてもいいということで、これは新築住宅の建設補助をやってみたらどうかということで、答弁としては町内業者を選択してもらえる施策の検討と答弁をいただいています。その後平成30年の12月定例会の一般質問で羽幌町における住宅整備と建築業振興について質問しました。平成29年の答弁を受けて、質問で町内業者を選択してもらえる施策の検討をした結果はとしたところ、答弁では社宅建設促進支援事業の創設等の答弁でした。また、リフォーム補助制度を延長しないといったことを6月定例会で町長答弁がありまして、それを受けて一般質問の中でリフォーム補助を延長しないのであれば今後も多くの建築業者が関われる建築業振興策を考えていくのかどうかという質問をしました。答弁としては今後1年かけて振興策を考えたいという答弁をいただいています。1年もたっていないのですけれども、令和元年9月定例会の一般質問、地域経済の活性化と中小企業振興の質問の中で廃止となったリフォーム補助制度の代わりとなる事業と廃止後の町内建築業者の影響はと質問したところ、答弁では社宅建設促進支援事業の実施により影響が少なかったと答弁いただいています。過去の質問に対して答弁の中では、僕としては町が考えているのは社宅建設促進支援事業が建築業振興というような感じで答弁いただいていたのですけれども、今回は宮崎課長おっしゃることは十分分かるのですけれども、社宅建設促進支援事業のことをどうのこうの言うあれではないのですけれども、近年の実績を見ますと実績としては乏しかったのかな、評価できなかったのかなと思うのですけれども、その辺過去の答弁では建築業振興は社宅建設促進支援事業という答弁でしたけれども、今回その事業名なかったのはまずどのようなことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

社宅建設に関しましては、議員御存じのとおり平成30年度から事業が実施されており、初年度目に1件の実績があった以降実績がない状態とはなっております。それに対しまして、これまでの状況に応じて制度の廃止を含めた中での見直し等の協議は行っているところですが、ただこのコロナ禍で社宅の建設ということを考えている事業者も少なく、今後のコロナ感染状況や経済状況等を見ながらという状況にもあることから、制度については継続して見直しを進め、アフターコロナに向けた対応を今現在できるように進めているところであります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。



○4番（阿部和也君）　ここで社宅建設促進支援事業がどうだこうだということではなくて、今まで僕のした部分ですよ、一般質問。過去の一般質問の中で答弁としてリフォームの代わりに社宅建設補助といった、それをやったことにより町内建築業者に対しての影響は少なかったといったような答弁があったということは、役場内部でも社宅建設補助が建築業振興として位置づけていたのかなと思うのですけれども、それをどうのこうのと言うのはあれなのですけれども、何かこういったところが、先ほど宮崎課長からもいろいろな事業をやることによって建築業振興につながっているのだということは十分理解はしますが、建築業振興というものを特化して何かやったというような感じに僕はならないのですけれども、その辺改めてお聞きしたいと思います。

○議長（森　　淳君）　暫時休憩します。

休憩　午前11時16分

再開　午前11時16分

○議長（森　　淳君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君）　お答えいたします。

今議員おっしゃられた従前行ってた事業に代わる事業として社宅の建設に係る助成事業もやって、それ以外でというところは私のところで行っております空き家対策ですとか公住の建設ですとか除却、あるいは維持補修ということで先ほども申し上げたというふうに思います。あと、今年度行っている事業でいいますと定住促進住宅の建設等も行っておりますし、その年度によってそういう建設あるいは維持補修の部分というのは各課それぞれあるのかなと。そういった事業を行っていることで先ほど来申し上げておりますとおり、最終的には建築業に結びついているというところございますので、現状のところはそのような認識でご理解をいただければというふうに思います。

○議長（森　　淳君）　4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君）　それについては先ほども言いましたように十分理解はしています。今の建築業の現状を考えると非常に厳しい状況の中で、そういった今課長からの答弁というのも十分理解はしていますが、先ほどから出ました空き家対策については、課長のほうからその目的については空き家の有効活用及び解体を促進することにより移住定住の推進及び良好な住環境の確保等による地域の活性化、高橋課長のほうからありました社宅建設促進支援事業については企業誘致の促進と既存企業、それを使う企業になるかと思えますけれども、その振興を図るためとあります。僕は今しつこくやっているのですけれども、過去に実施していたリフォーム補助制度というのは町内の住環境整備と町内建築業者の振興が目的といった形で目的として挙げられていたと思います。それがなくなったことによって、では本当に廃業する人が増えたのかといえば決してそうではないと思うのです。今

も皆さん頑張ってもらえていると思います。今後、宮崎課長おっしゃるのは十分理解をしますが、地元建築業者にとって特化すると言ったらあれですけども、町のほうでもそういった、この制度は町内建築業者の振興が目的だといったような制度をぜひとも考えていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、新たな建築業振興策は考えているのかと2点目の中で質問しましたが、いただいた答弁では今ずっと言っていました建築業に特化した振興策は現在のところないが、今後必要に応じてと答弁あります。この部分、これは行政側だけで必要と判断するものなのか、それとも建築業界からの要望であったり町民からの要望等を受けて必要と判断したのなら新たな建築業振興策というものを実施するのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

現状は先ほど来申し上げておりますとおりなのですが、今後の部分で、答弁のとおり、今後必要に応じて関係各課で連携を図りながらというところで申し上げております。まず、今実際行っている事業が状況としてどうなのかというところですか、あと今後の見通し等もあるというふうに思います。その辺既存の事業をまずやっている部分で関係各課でも協議をしながら今後どういった形がいいのかというところは検討していきたいという思いがありますので、答弁で申し上げましたとおり考えているというところでご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 当然考えていただける部分は考えていただけるのかなと思います。ただ、事業を行うに当たっては当然予算と事業というのはセットですので、そういった部分考えていかなければならないと思いますけれども、決して今までやっていた事業というのを否定しているわけではございません。空き家対策補助制度、これについては実績としてはかなり解体の部分、町なかの老朽化したり外に出ていった方が壊していくということで、制度としては実績が上がっているのかなと思います。その一方で、解体というものは当然1社、2社で終わってしまいますので、広く受注機会を与えようとなかなか難しい部分もあると思うのです。そういった部分も考えていただきながら新規事業をやるときに、今新規でやるとなったら今やっている事業を廃止するか中身を精査して圧縮して財源を捻出していくかという部分になると思いますけれども、空き家対策でいけば当初多分まさかここまでというような感じだったと思うのです。平成28年度当初予算額では200万だったのが途中で800万の補正を組んで1,000万、現在1,500万でしたか、予算額としてあります。そういった中で、確かに需要のある制度ですので、これからどう圧縮するか、見直すかという難しい部分はありますけれども、先ほど課長のほうからも今後精査をしてということでしたので、今後解体のほうで進んでいけば、例えば以前工藤議員がおっしゃっていましたが、空き家を出さないためにはどうすればいい

のか。今住んでいる方に対して直してもらおう。そこに縛りをつけて、例えば強引かもしれないですけども、この制度使ったら10年間はこの家に住んでくださいぐらいな感じで何かやっぱり建築業振興になっているのだと本当に言えるような制度、振興策といった部分ぜひとも考えていただきたいと思いますが、しつこいようですが、改めてこの辺についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

既存の事業、空き家対策という例出されてはいたしましたが、その中で縛りといいますか、そういうものを設けるなどして見直しというところも、その部分につきましては活用実績も見ながらというところもありますし、財源の部分でいいますと、ほかの事業との兼ね合いも当然あるというふうに思いますので、その辺総体的に考慮しながらというところは必要なのかなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 状況を見ながら予算内で収まるのが何かできるのであれば、先ほどからしつこく言っていますけれども、これが羽幌町の建築業振興策なのだとと言えるような制度をぜひとも事業考えていただきたいと思います。

次に、住宅政策について状況について質問しましたが、いただいた答弁では見直しをしながら計画的に進められているとの答弁でしたが、少しもしかしたら住宅政策とは離れてしまうかもしれませんが、建築業の仕事づくりという部分から質問したいと思います。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、自分も以前質問していますけれども、例えばお試し住宅の検討であったりサテライトオフィス、これなどが町が率先してやること、主体になってやることによって地元のほうにも仕事という部分で出てくる可能性も少し考えられるのですけれども、そういった部分、まだまだコロナ禍という部分で難しい部分もありますけれども、まだ手つかずだと思いますが、その辺今後についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

まるっきり意識していないということではございません。確かにそういったことで、このコロナ禍におきましても状況等を見ながら考えていきたいというふうには思っておりますが、まだ全然具体論に達していませんので、全然着手に至っていないというようなところでございます。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 全く意識していないということではないのだということなので、今後そういった住宅建設に絡むような部分というのは当然仕事づくりにつながってくると思いますので、そういった部分も建築業振興には必要なのだということをぜひとも理解していただきながら、手をつけられるようになったら手をつけていただきたいと思います。

2点目はこれで終わりますして、次に3点目の公営住宅等長寿命化計画と公共施設マネジメント計画のそれぞれの進捗状況と今後の課題について質問しました。まず、公営住宅等長寿命化計画について質問します。答弁では建て替えや除却については計画どおりといたしましたが、定期的な修繕、改修についてもその辺予定しているとおりに遅れることなく行われているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

公営住宅の関係の維持補修の部分なのかなというふうに思いますけれども、当課としましては必要となるものの修繕ですとか工事関係につきましては予算要求をさせていただいているというふうに認識しています。ただ、どうしても財源の範囲という部分があるというふうに思いますので、その部分と、結果あるというふうに思いますけれども、当課としましては、まず必要なものはよく精査をしながら要求をしていくと、それで今後についてもそういう形で要求していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 必要となる修繕についてはされているということで、当然財政上の部分もあると思いますし、そういった部分で、では全てが全て工事発注をできるのかといった難しい部分もあるとは思いますが、先ほども2点目の中で最後触れましたけれども、仕事づくりという部分ではそういった建て替えや除却だけではなくて必要となる部分の修繕、維持補修についても今後も継続して出せる範囲で出していきたいと思えますし、仕事づくりということですので、地元の業者さんが請け負えるような形で、職員が手が空いているから塗るのだということではなくて、そういった部分もぜひとも考えていきたいと思えます。

もう一点質問しますが、今後必要に応じて内容の見直しとありますが、これは建築戸数の見直しなのか1棟当たりの平米数の見直しなのか、現時点でどういった見直しが想定されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

長寿命化計画の見直しの関係につきましては、令和元年度から10年間の計画ということで進めてきております。例えば答弁の中で見直しの検討ということも申し上げておりますけれども、内容につきましては戸数という部分もあろうかと思えますし、タイミングですとかというのものもあるのかなと。いずれにしても、この計画を立てたときにはおおむね5年で見直すということも明記されているというところもありますので、そこに向けて現状、それから今後の見通しも考えながら考えていく必要はあるのかなという認識でおります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 現状を見ながら見直しすべきところがあったら将来的に見直すの

かなとも思いますが、当然建築業のほうでいけば、今は計画どおりに建っていると思いますが、その計画がずれることによって、さんざん今言っていましたけれども、仕事という部分でどうしても皆さん気になる部分なのです。ちょっと脂っこいというか、何かあれですけれども。やはり建築業者さんは今年は何棟建つの、何戸建つのみたいな話も当然されますので、計画どおりに進めていただくところはしっかりと進めていただく、当然財政状況によってはいろんな部分とか、人口の部分でいけば面積等も狭くしなければならない部分も、その辺も理解していただきながらぜひとも今後も計画どおりに進めていただきたいと思えます。

次に、公共施設マネジメント計画のほうを質問したいと思えますけれども、まずは財源の部分というのは絶対あると思えます。財源の確保については建設に対しての補助金等もあると思えますので、以前補助金がつかなかったことによって建設が後回しになった、その年やらなかったということもあって、やはりそのときも、さっきも言いましたけれども、みんな混乱まではないですけれども、仕事予定していたのになくなってしまったみたいな話もありますので、そうならないようにまずはそちらのほうぜひとも確保して、計画どおりに進めていただきたいと思えます。

マネジメントの中の計画上の建設費の部分についてお聞きします。当初と比べると建設単価等、当然当初計画立てたときと変化が出てきていると思えますが、それについても今後当然見直しをしていくということによろしいのかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

計画策定時の単価につきましては、なかなか羽幌町独自で単価出せないものですから、つくったときには国の関係機関のほうで出している施設ごとの平均的な平米単価を使って計画を策定させていただいております。実際に動き出した部分でいきますと、どうしても施工方法ですとかそういった部分で変わってきている部分もございますので、なかなか単価について今幾らになるかというのは、どうしても規模が大きい部分でいきますと実施設計してみないと分からない部分もありますので、何とも言えないのですけれども、大分乖離が出ておりますので、そもそもの施工の内容等々を見直し等々しながら、なるべく低コストになりながらも利用される方々に使いやすい形でできればというふうには現状では考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今財務課長のほうから国の関係機関からのそういうのを見ながら積算というか、計画上立てているという部分は理解しますし、今後状況によっても施工内容を変更したり考えたり低コストでといったご答弁でしたが、もう一つ建設費について質問しますけれども、今後施設建設として天売複合化施設と焼尻小中学校の建て替え工事が予定されています。離島工事ということで、先ほど財務課長のほうから国のほうで示されている単価というものもありましたけれども、離島ということで本当に想定外のことが起こ

り得る可能性もありますし、離島特有の運搬や宿泊といった当然課題もありますから、その辺行政側で見積もった建設費だけでは難しい部分も当然出てくると思うのですよね、工事を進めるに当たって。これは町内、町外問わず建築関係、建設関係厳しい、なかなか難しいということをよく聞いております。そういった部分、地元建築業者などから聞き取りなどできるのかどうかはあれですけれども、そういった離島地区においての建設費、そういった部分もぜひとも今後考えていかなければいけないのかなと思いますが、これについて現時点答えられる範囲でよろしいですので、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

建設課において離島における工事発注の際につきましては、当然ながらフェリー等での運搬など離島での工事であることを考慮した上で通常の工事発注と同様に各法令、基準、契約などに基づき適切に設計、発注、施工してきているところであります。

なお、離島での工事のように天候など大きく影響を受ける場合には、あくまで各基準等に基づく範囲内ではありますが、工期の延長などできる限り柔軟な対応をしていきたいと考えているところです。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 天候等による工期の延長という部分で過去にもそういった部分、これは地元でしたか、そういった部分も配慮していただいたという経過もあるのも十分知っています。それを離島で仕事をする上で本当に心配になるという部分が今質問した部分ですので、当然がちがちに決められた中でやるのではなくて、そういった工期だけではなくて建設費の部分でも多少柔軟に対応できる部分があれば今後していただきたいと思いますが、その辺改めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

あくまで基準等々もありますので、その範囲内ということになりますけれども、柔軟な対応、意見をお伺いしながら適切な設計、発注等をしていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひとも柔軟に対応していただきたいと思います。

次に、4点目の元請業者についての部分質問しました。今後も地元業者優先での発注どう考えているのかと質問したところ、今後も同様の取扱いをすると答弁いただきました。改めて地元業者に優先して発注する、またそういった部分地元業者でもできるような工法等を考えながら発注するというところでよろしいのかどうかお聞きします。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） 議員ご質問のとおり、当然ながら地元業者の技術力で施工が可能な工事については、地元業者をはじめとした指名競争入札とするなどの取扱いを引き

続き努めていきたいと考えているところです。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひとも地元でできる部分は地元でということで、当然町側もそのように思っていると思いますので、今後同様取り扱っていただきたいと思います。

次に、5点目の下請業者について質問しました。いただいた答弁では受注者には地場産業の振興にご理解いただきながら、法令を遵守しながら、できる限り地元業者の採用に配慮いただくようお願いしたところであり、今後もお願ひしていきたいとの答弁でした。そこで、1つ質問しますが、これまでどういった形でお願ひしてきたのか、また今後もどういった形でお願ひしていくのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

具体的なお願ひということでは特段やっておりますが、これまでの経緯を含めて、また指名競争入札をしていく中で地元業者に配慮した形という形でお願ひしているというふうに判断しております。今後につきましては、他町村の事例等もあると思いますので、その辺参考にしながらどのようなお願ひができるかというのは検討していきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） この部分については以前、以前というか、結構前なのですけれども、平成27年の3月定例会の一般質問でこれからの建設業と公共工事ということで質問しました。中身については、元請業者との契約の際に下請についても地元業者が工事に関われるような条件をつけてみてはと質問したところ、これは町長の答弁だったのですけれども、議員おっしゃるような方向にならないか検討させて考えていきたいというご答弁でした。今課長からもありましたように、他町村の例も参考にしながらということでした。本当に他の自治体においてはホームページ上で地元業者優先発注についてお願ひしているところもありますし、実際に契約の際に町外業者を使う際にはどういった理由で町外業者を下請業者として選定したのだという理由をつけなければいけない自治体もあります。町長のほうにお聞きしますけれども、以前質問したとおり、地元でできる部分については地元でやっていただきたい、これは元請ですけれども、下請についてもどのようなお考えでいるのか5点目の最後にお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えします。

下請業者についても指定してほしいということですが、これにつきましても答弁で申し上げたとおり、いろいろと差し支える部分もございますので、そういった部分がない部分では当然どんどんやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 残り1分です。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 差し支えのない程度で町長もそういったふうにするということ、考えていくということですので、こういった形がいいのかというのは当然今後考えていたきたいと思えますし、今コロナでいろいろな会合等もありませんので、そういった部分で強制するのではなくて地場産業の振興を目的にといった部分でいろいろと地元業者さんに伝えていただきたいと思えます。

もうこれで最後にしますけれども、今回建築業の現状と町発注工事について質問しました。どの産業も厳しい状況にあると思えますが、建築業は企業の努力では難しい部分もありますし、行政の支えが必要になることがあると思えます。今後も町内建築業者をしっかりと守っていただけることをお願いいたしまして私の質問を終了いたします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで4番、阿部和也君の一般質問を終わります。

昼食等のため暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、質問します。

地震による津波から町民の命を守るための避難計画と事前の備えを。近年日本各地において大雨による洪水被害をはじめ地震による津波被害、さらに台風による暴風雨など大きな被害が各地域で発生しております。このような自然災害から町民の命を守るために町として被害を未然に防ぐための準備、円滑な避難行動をするための工程計画や日頃からの避難訓練の実施などが極めて重要と考えます。特に災害の中でも事前に予測が難しい地震、それに伴う津波発生時には命を守るための敏速な避難行動が求められる。日頃から避難経路や避難所などについて町内会や各事業所等とも綿密な話し合いを重ねることが必要だと考えております。北海道の地震は太平洋側が多いとされていますが、平成5年に発生した北海道南西沖地震では津波による被害は死者、行方不明者合わせて200名を超える甚大な災害となっております。羽幌町では、平成23年に防災のしおりと防災ハザードマップを全戸に配布し、津波浸水予想区域図により避難場所や避難所を示し、素早く避難することができるように周知されています。また、本年4月からは新防災情報伝達システムを導入していることから、地震や津波、その他の気象状況や避難情報などを的確に町民へ伝達できるものと考えていますが、実際に地震が発生したときに町民それぞれがどこにどのように命を守るための避難ができるのかが重要となります。町民の命を災害から守るために日



頃から避難行動について情報交換をし、事前の備えを万全にしておくことが必要と考え、次のことを質問する。

1、町の津波避難計画において避難対象地域を指定しているが、この地域の住民に対し詳細な説明等はしているのか。

2、防災のしおりにおいて指定している避難所の中には建物が撤去されているなど緊急の避難に対応できないと思われる場所があるが、地域住民に周知されているのか。

3、商店、事業所、会社等へ津波からの避難行動を円滑に進めるための説明会を実施しているのか。

4、小学校、中学校、幼稚園等に地震発生に伴う津波から逃れるための避難訓練は行政が主導して実施しているのか。

5、夜間に発生した地震、それに伴う津波発生時に町民自らが安全な場所に避難できるように日頃から夜間における避難行動について住民と避難経路、避難場所等について説明会を実施し、情報交換をすべきと思うが、どう考えておりますか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の避難対象地域の住民に対する説明についてであります。初めに羽幌町津波避難計画につきましては、地震、津波発生直後から津波が終息するまでの間、住民の生命及び身体の安全を確保するための計画として平成24年度に策定したものであります。策定に当たっては浸水区域内に所在する町内会等に参加いただき、避難方法などの検討を踏まえた計画としており、その後改定時も含め対象となる町内会に配付し、計画内容を回覧してもらうなどの取組を行っております。また、町では津波浸水想定区域等を表示した羽幌町ハザードマップを作成しており、全戸に配布しているほか、町民を対象とした説明会を開催し、周知を図っているところであります。

2 点目の緊急の避難に対応できない避難所の周知についてであります。防災のしおりにつきましては平成22年度に初めて作成し、平成29年度に内容を更新し、全戸に配布しております。避難施設に関しても見直しを行っており、指定緊急避難場所としていた幸陽館については施設を解体したため幸陽館跡地に変更、羽幌町武道館については新武道場のオープンに伴い、指定緊急避難場所から指定を取り消しておりますが、羽幌町ホームページ上で最新の情報は掲載しているものの広報紙では特段周知していなかったことから、今後周知を図ってまいりたいと考えております。

3 点目の事業所などへの説明会の開催についてであります。1 点目の答弁で述べましたとおり、ハザードマップ作成時に町民を対象とした説明会を開催しておりますが、町内会や各種団体などからの要望に応じた個別の説明会にも出向くこととしており、要望のありました団体に対しましては説明をさせていただいているところであります。

4 点目の小学校、中学校、幼稚園などにおける避難訓練の実施についてであります。

各学校が作成している計画などに基づき地震や津波などを想定した避難訓練を実施しているほか、幼稚園などにおいても計画的に避難訓練を実施しておりますので、町が主導して実施しているものではありません。

5点目の夜間の避難行動に対する住民との情報交換についてであります。災害による被害を少なくするためには自分や家族の命を自分で守る自助と地域の人々が助け合う共助が非常に重要であると考えております。現在は津波発生時などを想定し、日頃から避難方法などについて考えていただけるよう広報紙を通じて啓発に努めているところでありますが、夜間などの津波発生を想定した対応も含め、どのような手法で意見交換などをしていくことが望ましいのか今後検討してまいりたいと考えております。

以上、工藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、再質問をします。

防災ハザードマップ、これを町民個々に配って、このように避難してほしいということになるのですけれども、実際に例えば町内会とか、あるいは商店やっている方とか、そういう方にハザードマップにはこのようになっておりますけれども、ぜひ緊急のときにはこのように避難していただきたいという旨のことを2度、3度と説明することによって、いざというときに町民の皆さんがスムーズに避難行動に入れるという要素になりますので、僕は常々そう考えておりましたので、今回質問させていただきました。

まず、羽幌町の津波避難計画がありますので、その中から何点が再質問したいと思えます。北海道が平成29年2月に公表した津波シミュレーションによると、本町に被害を及ぼす地震のうち影響が大きいと予想される活断層は、サロベツ断層帯、北海道北西沖、北海道留萌沖を震源とするもので、各地点の最大遡上高と第1波到達時間が示されています。サロベツ断層帯の震源地では最大遡上高が4.26メートル、第1波到達までの時間は77分、北海道留萌沖の震源地では最大遡上高が5.81メートル、第1波到達までの時間は62分、北海道北西沖沿岸側で、これが羽幌に一番近い震源地になります。このときには最大遡上高が4.45メートル、第1波到達時間までは25分と予測しております。このように北海道の発表がありました。北海道が発表したシミュレーションの最高遡上高は5.81メートルですが、川北地区の避難場所になっている中学校の地盤は海拔4メートル、総合体育館の地盤の海拔は3メートルですが、羽幌町はこの避難所で安全と考えておりますか。この辺から聞きたいと思えます。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

ただいまの質問については、羽幌港における第1波の到達時間だとか遡上高について通常の避難場所より遡上高のほうが高いのではないかということで、安全なのかというご質問だと思います。この遡上高につきましては、基本的にそこに載っているものは羽幌港に

おける第1波の遡上高ということで記載しておりまして、そこから陸地に浸水するに当たって、それぞれ例えば早いところであれば20分かかるところだとか、あと遅いところでは60分だとかということで、奥に入るに従って浸水する時間帯というのは遅くなるというような状況でございまして、その遡上高がそのまま避難所まで来るということは想定はしていないということで問題ないものと考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） まず、北海道がシミュレーションしたこの文書の中のただし書に、条件がシミュレーションと異なる場合には想定を超える高さの津波が襲ってくることや示した時間よりも津波が早く到達するなどの可能性があるとされておりますが、予想以上の津波が来るとも想定した避難計画を立てるなど万全な備えが必要と思うが、この辺についてはどう考えますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

確かに今北海道が示されている内容につきましては、想定される津波の高さだとかという部分で実際はそれよりももっと震源地に近いだとか、そういう部分ではもっと大きな津波が来るだとかということももちろん想定されることと思います。そうしたら、どの程度の津波を想定した避難所を設定すればいいのかという部分にも入ってくるのですけれども、基本的にはまずは北海道のシミュレーションに応じた基準に伴う浸水の状況を踏まえた避難所の設定をしておりますので、まずはそういう形でうちとしては設定をさせていただいておりますが、もちろん先ほど議員おっしゃられたとおり、想定以上のものも来るともございまして、基本的には避難所に必ず避難をするというものではなく、状況に応じた内容で、例えばより時間があるのであれば、よりまだ高く安全な場所に避難していただくということが必要だと思っておりますので、その時々状況に応じた避難の方法を考えていかなければならないというふうに感じております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） そういうことになると、要するにそのときには町民の自己判断で、例えば川北地区にお住まいの方は、これは中学校では危険だというふうに判断した場合にはもっと高いところに避難するのだと、そういうことの捉え方でいいのでしょうか。これはその旨も町民に事前に告知しておくべきだと思うのですが、その辺はもっと大きな津波が来る予測のときはこのような形でやってほしいということは、例えば避難指定地域の方には言っているのかどうか、その辺お願いします。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

その辺につきましては広報なども通じて、津波だとか来た場合についてはより高く安全なところに避難をしていただくというような広報はしておりますが、その辺につきましては今後におきましても十分想定外のことというのは起こり得ることですので、広報等を通

じながら周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 再度周知徹底するようにお願いします。

続きまして、津波避難計画では川北地区の住民は中学校へ、朝日地区の住民は総合体育館へそれぞれ避難する計画だが、実際に地震が発生し、住民が避難してきたときには、この地域は地盤が低いことから、施設内の上の階に誘導するべきと考えるが、町として受入れ態勢は確立しているのか聞きます。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

基本的に施設が運営されているときにつきましては、その施設の管理者等におきまして避難誘導というのをさせていただくような形になるかと思えます。あとは状況に応じながら町職員なども現地に向かう中で対応していくとか、そういうような対応になるかというふうに思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 今の答弁の中で町の職員が、例えば避難所各地にありますけれども、地震が発生した場合にそこへ何人か配置するという計画はされているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

その辺につきましては、災害の状況に応じた対応をしていくということで考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 分かりました。

続いて、第1波到達までの時間が最も早い予測では、先ほどのデータでは25分ですから、恐らく地震が発生したらすぐに避難行動に入らないと間に合わないという状況だと思います。川北地区や川南地区の一部の地域住民に対して素早く避難するための工程計画や避難方法の説明はなされているのか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

それにつきましては、津波避難計画を策定する段階で浸水区域にある町内会の方などにもご参加をいただいた中で避難経路、避難場所についての確認をしながら計画のほうを策定しております。当然そういう情報というのは町内会に持ち帰っていただいて、町内会でも情報共有していただいているものと捉えておりますので、問題ないかと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 今の内容の地域の町内会に説明という部分で、これは羽幌町でも地盤の低い地域の住民にだけ話をしているのかどうか、それ聞きたいと思えます。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

津波避難計画を策定するときには、浸水区域にある町内会の町民の方を対象に、一緒に参加をしていただいた中で計画のほう策定しております。あと、ハザードマップの説明会につきましては、その地域だけではなく全町民を対象とした説明会ということで、川北地区と、あと公民館と分けて説明会のほうで周知をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 続いて、津波避難計画の8ページの中に避難方法で原則徒歩によるものとするが、場合によっては自動車を使用した避難が可能となっております。この自動車で避難していい場合として高齢者等で徒歩での避難が困難な場合となっております。高齢者等となっております。ほかにどういう状況の方がここに含まれるか教えてください。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

高齢者のほか避難行動要支援者ということで、例えば要介護を受けている方とか障がいのある方などで自力で歩けないような方が含まれるということになります。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それに関連してなのですけども、例えば浜町1丁目に、これは例えばの話ですから、浜町1丁目に居住していて幼い子供が3人いる父母が2人の子供を抱いて、そして上の子の手を引いて歩く姿を想像したときに、私は徒歩で避難することは非常に厳しい状況だと思います。当然この地域は中学校を目指して避難するのだと思いますけれども、例えばこのような家族の場合には自動車を使っていいよという、そういう部分の自動車を使う状況範囲ですか、そういう部分も高齢者等の部分に加えてあげないと、なかなかスムーズな避難ができないと思うのですけれども、どうでしょうか。実際に昨日、浜町1丁目から中学校まで歩くと、僕の足で10分かかります。このように子供が3人いて、例えば小学校に入った子供であれば歩くのだよと言ったら歩くのだろうと思いますけれども、まだ乳児の子供や2歳か3歳の子であれば、そのときにはお母さんとお父さんと抱っこしていく形になると思います。このようなときには自動車使っていいよというふうに範囲の中に入れていただくことが子育て世代の方に対しても、万全な避難をするためにもこのような許容範囲を広げていいと思うのですけれども、この辺はどう考えますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

この計画で避難方法で原則徒歩と言っている理由には、地震だとか発生した場合につきましては建物などの倒壊だとか道路が陥没したりなど、そういうことが想定されるという部分で自動車での移動というのは推奨していないというような内容になっております。で

すので、その状況にもよるとは思うのですけれども、なるべくは原則徒歩ということですので、徒歩で避難はしていただきたいのですけれども、家族の状況だとかという部分では安全性が確認できるのであれば、それは絶対駄目だということを言っておりませんので、推奨していないという部分で計画の中でそういう表現で記載させていただいているという部分でご理解いただければと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それであればこの文書にそういう文言も入れないと町民は分からないと思いますし、説明もしなかったら当然分からないと思います。ですから、例えば町内ごとに避難に対しての説明をするときにそういうことも、一部そういう形で自動車使っていていいですということは言ってあげないと、絶対徒歩でないと駄目だという判断した場合には避難している途中で災害に遭ってしまうということも考えられますので、その辺は文言の中にも入れるなり説明を加えるなりしていただかないと分からないと思いますが、どう考えますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

そういう文言加えるという部分につきましては、どのような表現がいいのか分かりませんが、書くことによってそれが常態化して困るような状況に落ちてはまずいものですから、その辺はそういう説明をする中などで状況に応じて対応していただくような表現にできるのであればして、考えてはいきたいとは思っています。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） ぜひとも子育てしていて、そういう避難のときには大変だなと思う人の部分も考えてあげてください。お願いします。

続いて、自動車を使っていいという部分に2点目があります。近郊に適切な避難先が存在しない場合とあります。これ羽幌町で例えばどこの地域だというのはわかりますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

実際いる場所が避難所に近くない場所にいる場合についてはそういうことも対応はいいのではないかということの記載だと思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、この場合には町民の判断でということになりますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

通常近くに避難場所がないとかということであれば車での移動というのはやむを得ないことなのかなというふうには思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 分かりました。

もう一つ、車に乗っていいという文書がありますので、読みます。自動車を利用したことにより渋滞や交通事故等が発生するおそれや徒歩による避難を妨げるおそれがない場合とあります。これがなかなか分からない文書なのですけれども、例えば自分の家から車で避難しようと思って車に乗るときに、渋滞や交通事故等が発生するかどうかというのは車で出発するときには僕分らないと思います。恐らく町民が長年住んでいる経験から、この道路を行って、こっちの道路行ってここにたどり着くのだという、そういうのがおおよそ分かりますから、その辺のこれは予測でしかないと思うのですけれども、この内容はこういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

これまでの全国各地の地震だとか津波の状況見ておりますと、今議員おっしゃられたとおり、渋滞であるだとか道路の陥没だとか建物の倒壊など、そういうことが地震があると想定がされるという部分で基本的には原則徒歩で避難してくださいと。やむを得ない場合については車での移動もやむを得ないというような部分で考えておりますので、そういうときの状況をどういうふうに捉えればいいのかと言われてましても、基本的にはそういう想定がされるので、車での移動はなるべくご遠慮いただきたいと、徒歩で大きい道路を使った中で避難をしていただきたいと、そういうようなことで考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 分かりました。

続いて、これも津波避難計画の中で12ページに津波対策の教育と啓発という部分があります。津波防災の啓発については、最も大切なことは住民に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難という基本的な事項を周知徹底し、実行させることであるとしております。これに伴って自らの命は自らが守るという観点に立った場合には、例えば強い地震が発生したときにはより大きな津波が来ると自ら判断し、より高いところへ避難しようと考えたときには自動車を利用して避難を可能にするなど、町民の命を守るためには自動車を利用した避難が可能にする状況範囲を広げてはどうか。これも先ほどの質問と同じような感じになりますけれども、例えば浜町とか川北方面にお住まいの方で中学校あるいは総合体育館では安心できないと、僕は最初から栄町のスポーツ公園に行くのだという考えの方は車使ってもいいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

基本的に計画の中に記載しているのは車が絶対駄目だということではなくて、そういういろんなことが想定されるので、車での避難は推奨はしていないという部分で、できるだけ徒歩で安全に避難をしていただきたいというのが基本的な考え方でありまして、車の使用が緊急的かつやむを得ない場合については、もちろん絶対駄目だということは町としては

言えない部分でございますので、それは緊急度、あと津波が差し迫っているなど、そういうことの対応で車を使うことはやむを得ないのかなということと考えてはおります。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 分かりました。そういう答弁であれば町民それぞれが絶対事故が起きないように、あるいは歩いている避難者の方の妨げにならないように十分注意して自動車に乗ってもらうと。言い換えるとそういうことになりますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

これにつきましては、先ほど来から答弁させていただいておりますとおり、基本的には皆さん車を使ってしまうと、慌てておりますので、例えばアクセルとブレーキ踏み間違えて急発進したりだとか、そういうことも想定されますので、車を推奨するというのではなくて危険度に応じた対応ということで、車を使うということがやむを得ないのであれば、それはそういうことで考えていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 分かりました。

続いて、川北地区のことでもう一点、川北地区の住民が避難開始が遅れた場合における一時的及び緊急的に避難することが可能な避難ビルとしてはぼろ温泉サンセットプラザホテルを指定しております。緊急避難時の対応について町側と施設の責任者との定期的な話し合いが必要と考えるが、これは実施されておりますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

定期的な話し合いをしているかと言われれば定期的な話し合いはしておりませんが、当初の段階で避難ビル等の指定する中で管理者との話し合いはしているという部分でございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 例えばホテルの責任者が交代されたときなどには必ずこんなことで今まで進めていて、今後もこのようにお願いしたいのだという説明はなされるべきだと思いますけれども、それは実行してもらえますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりのことだと思いますので、今後も定期的にそういうような取組というのはしていきたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） そのようにお願いします。

続いて、質問の2番目に入ります。南4条1丁目、旧幸陽館の標識板、現在羽幌町緊急指定避難場所、幸陽館と表示されております。先ほどの答弁で幸陽館跡地にしましたということをおっしゃいましたが、看板が訂正されておられません。この辺はきちっと幸陽館



跡地というので表示しないと町民分からないと思うのですけれども、この辺の対応はどうしますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりのことだと思いますので、何らかの方法でそういう表示ができるように対応したいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 同じようなことがもう一点、旧武道館、ここの標識板も今言ったのと同様であります。ここは避難場所から除いたという答弁でありましたけれども、これ避難場所から除いたのであれば、この標識板は撤去するべきだと思います。この辺はどうしますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

当課としましてもそのことは認識しておりまして、看板のほうの撤去をするような形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） もう一点、旧保育所、ここの標識板も今言ったのと同様になっております。この場所には現在多くの車両が止められていますが、この場所は現在どういう扱いになっているのか教えてください。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

旧保育所の部分につきましては、解体後普通財産ということで財務課のほうで管理してございます。一時避難場所になってございますけれども、一部避難に支障のない程度の部分ということで貸付けの申込みがございまして、その部分については貸付けを行っている状況でございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） そうすると、避難場所というのは継続して使えるということですか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

避難場所として指定しておりますので、使えるような形でそこを貸している方もそういう話はしているということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それであればここも看板の一番下に保育所となっているのです。この部分も正式であれば旧保育所とか保育所跡地とかというふうになるべきだと思うのですけれども、この辺はそうしますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

先ほど同様に何らかの方法で修正したいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） きちっと役場のほうで管理されて現在貸付けして車が置かれているということでもありますけれども、できるだけ例えば実際に避難していった人の妨げにならないように、この辺はよく見ながらやっていただきたいと思います。

続いて質問に移ります。日中の時間帯に多くの町民が町内で働いております。地震が発生し、それに伴う津波の避難について、商店、事業所、会社等に対して日頃から避難工程や避難方法等について説明会を実施することは極めて重要だと思います。それぞれの事業所に周知徹底することにより、いざ地震が発生したときには津波が来る。全員で避難するぞと言って素早い避難行動ができると思うが、先ほどの答弁内容では事業所等への十分な説明がなされていないと思うが、この辺は今後もう少し踏み込んだ商店等、会社等にも説明を兼ねてすることが重要だと思います。この辺は再度の町民に対しての説明をする計画はありますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

事業所への説明という部分でございますが、確かに先ほど来からお話ししている中でもありますとおり、事業所に特化したという説明というのはこれまでもしておりますが、町民全体を対象とした説明会という部分の中で事業所の方も参加していただいているものというふうに認識しております。基本的には事業所であっても事業主の方が従業員の命を守るために緊急時に対応できるよう避難行動の内容につきましては対応を考えていただいているものというふうには思っておりますが、今後も啓発等の中でそういう必要性については啓発していくような形では考えていきたいというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 日中については、それぞれ職場で仕事をしていると思います。この辺の対応もきちっとしないと、いつでも家族で家にいるのと違って避難方法が敏速になるように、ひとつ説明を加えていただきたいと思います。

続いて、質問の4番に移ります。小学校、中学校について地震や津波等の想定した避難訓練を実施しているとの答弁ですが、避難先をどこに設定して避難方法はどのように行われたのか、この辺教育長に聞きたいと思います。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

学校安全、とりわけ地震など防災については、子供の命を守るということで大変重要なことだというふうに認識しております。本町の小学校、中学校においては全ての学校において、これは法律に規定をされておりますので、それに基づきまして学校安全計画、それ

から危機管理マニュアルというのをそれぞれの学校で作成をしております。それに基づきまして避難訓練等も年間1回ないし2回それぞれの学校で実施をしております。それぞれの学校で津波の場合はどういう避難をするという部分がマニュアルの中に指定をされていまして、あと先生方の行動パターンだとか、全てそういう中に記載があります。町が指導してそういうものを作らせているわけではなく、これは文科省のほうの法律の中でそういうものを作りなさいということで規定をされていると。中学校、小学校におきましては、中学校については年間2回そういう訓練をやっているようなのですが、場合によって、津波の場合は校舎の屋上というか、最上階に避難するということが1つ、そして津波到達の時間がある場合にはより安全な部分に避難するというような内容になっているようです。それから、小学校につきましては、津波については屋上に避難するという形になっております。もろもろの行動パターンにつきましては、そういったマニュアルの中で規定をされているということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） それでは、中学生は中学校の上の階あるいは屋上、それから小学校の場合には屋上という、そういう計画でいるということですか、実際に避難するときには。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

まず、中学校のほうからご説明いたしますけれども、今教育長からの答弁にありましたとおり、災害の大きさですとか災害の状況に応じたパターンをつくっております。例えば校舎の安全性だとかいう部分につきましては当然校舎を活用するということで3階に避難するですとか、そういういろんなパターンに応じた避難先を設けております。それで、校舎に危険性が及ぶという場合につきましては屋外にというふうになりますし、また津波の状況に応じてはさらに上に逃げると、臨機応変な対応ということになっております。小学校につきましては、津波の部分については心配はありませんけれども、屋上に避難をするというふうな考え方になっております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） さらに大きい津波が来るといふ、その判断はどう判断するのですか。気象庁からデータが送られてきてから行動に移すのですか。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

その辺については学校でも当然総務課のほうのそういう防災関係、情報を入手する手だてにもなっておりますし、私どももそういう場合につきましては防災担当のほうとも情報共有した中で、その災害がどういう状況なのかと把握をしながら学校のほうとも連携し、対応したいというふうになっております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 総務課長に聞きたいと思います。

防災システムの中で、例えば地震が発生したときにどのぐらいの時間で羽幌町にその情報が流れてくるのか。おおよそでいいのですけれども、このぐらいだというのは分かりませんか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時50分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

ただいま使用している防災infoはぼろにつきましては、Jアラートということで国のシステムと連動しております。これにつきましては、国のほうにおいてそういう状況を把握した時点で全国各地に流れるようなシステムでございますので、確定した時点で瞬時に流れてくるというような形になります。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） そういうふうになると、あまり時間を置かないでその情報は入るということですね。そうすると、その情報が来た段階で例えば職員の方はすぐスムーズに分かって行動に移れると思いますけれども、その流れで大きな津波来たときにも例えば中学生が自分の校舎でなくて違うところに移動するということは可能ですか。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

先ほどのシミュレーションの話もあったと思うのですが、当然その中で情報を速やかに把握をした中で、先ほど避難ビルの話もありましたので、そういうことも活用しながらというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） いろんなケースがあると思います。ひとつ万全な対応で各部署において行動できるように、あるいは町民にスムーズに伝わるようにしていただきたいと思っております。

続いて、幼稚園等について聞きたいと思います。幼稚園は2か所羽幌町にありますけれども、緊急の津波のときにどこに避難するというのは計画で決まっておりますか。総務課長、分かりますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

幼稚園につきましては、細かい部分までの確認はしておりません。ただ、毎年なのです

けれども、避難計画もつくっている幼稚園もありますし、ないにしても毎月避難行動訓練というのは実施しているということで確認はしているところでございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 幼稚園は幼い子供たちがたくさん的人数います。ぜひともその子供たちの命を守る部分でもそういうのは役場と幼稚園と連絡を密にして、ぜひとも避難行動をきちっとやって、そしていざというときにきちっと対応できるような体制にしておいていただきたいと思います。

続きまして、5番目に入ります。夜間に発生する地震、それに伴う津波からの避難行動について、町として事前の説明会、より重要だと思いますが、住民に対して夜間の避難工程等の説明は十分にされておりますか。

○議長（森 淳君） 残り3分となっていますので、まとめに入ってください。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

その内容につきましては、夜間等に特化したものではないのですが、状況に応じた避難行動をしていただきたいということで広報等を通じて町民の皆様にはお伝えしているということでご理解いただければと思います。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 緊急のときに、例えば津波が浸水するという地域は先ほど言っているとおおり、川北地区と川南の一部の地域が一番危険度が高いのですけれども、この方たちがより高いところを目指して避難するときには、例えば栄町のコミュニティーセンターに行くとかという人も緊急のときには出てくると思うのです。そのときには、夜間においては特に栄町コミュニティーセンターの玄関の鍵を開けないと避難者が入れませんから、例えばその町内会にこういうときには鍵を開けてもらいたいとか、その町内会の役員さん何人かに避難者が来るので、対応をお願いしたいとか、あるいはそういう状況になったときには職員何人か行って対応するのだという、そういう事前の万全の体制を取っていただきたいと思いますが、その辺はどうなっていますか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

その点につきましても各課連携を取りながら、日頃からそういうような対応はできるように今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 時間ですので、最後の質問にしてください。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 長時間にわたって答弁いただいて本当にありがとうございます。私も避難という部分にはとても以前から心配している部分でありました。今答弁聞いて少し安心した部分もあります。ひとつ町民の命を一人でも守るのだという意識の中で皆さんが行動していただくことを念願して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 淳君） これで5番、工藤正幸君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、私から1件、ホタテ養殖漁業作業場背後地の整備について質問させていただきます。

北海道のホタテ水揚げ量は現在日本一となっております。昭和の初め頃まではホタテは天然物が主流でしたが、乱獲や環境の変化などで資源が枯渇し、衰退した時期もありました。そのため、各地で養殖業が盛んに進められ、取る漁業から育てる漁業への転換を図りながら発展してきたところでもあります。こうした中で、羽幌町のホタテ養殖漁業も今日に至るまで試行錯誤を繰り返しながら取組を続け、ようやく安定した産業になりました。羽幌は、主に稚貝や半成貝の養殖に力を入れるとともに成貝も多く出荷し、現在では6経営体で6隻の船舶と従業員も最大時には約120名が従事するまでに発展しており、水揚げの占有割合も年々増加し、昨年度は北るもい漁協羽幌本所の26.20%までになり、同漁協本所としても欠かすことのできない業種となり、今後も期待されるところであります。

このような中で、現在の作業場背後地は平成16年に簡易舗装された以降15年以上経過しており、ほぼ舗装らしき状態もなくなり、損壊や劣化が進み、土が露出している箇所や凹凸が激しくなっている状態のため、乾燥期の風の強いときには土ぼこりがひどく、その逆に雨のときやみぞれが降ったとき、さらに雪解けの時期には背後地全体が泥だらけの状態になり、リフト移動や作業効率も悪く、大変不便な状態で作業を続けております。また、出荷時にトレーラーの出入りが激しいため、積込み作業に支障が出ることも多く、大変苦勞しているのが現状であります。このため、背後地を整備することで環境衛生の向上はもちろんのこと円滑な漁業活動、作業場の安全確保、リフト移動による効率的な出荷が可能となり、これまで以上に羽幌産ホタテの知名度が上がることにより付加価値が高まることが予想されます。

以上の点を踏まえ、早期に背後地を整備する必要があると考え、以下について質問いたします。

1点目、背後地への整備を行うことは円滑な作業活動が可能になると同時にこれまでの非効率的な出荷、選別作業に係るトレーラーやトラックへの積込み時間が減少し、作業コストの削減にもつながることから、早急に整備をすべきと考えるが、どうか。

2点目、整備をしないとすればどのような理由か。

3点目、北るもい漁協からこれまでに現状の話や要望等はあったのか。あったとすれば

その内容と、それに対する返答はどのようにされたのか。

4点目、近隣町村のホタテ養殖漁業の関連施設は当町に比べて作業施設や環境整備はもちろんのこと背後地等も立派に整備されているように見受けられるが、その現状について羽幌町はどのように認識されているのか。

以上。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の背後地の整備についてであります。ホタテ増養殖作業保管施設の背後地につきましては、平成16年度のホタテ作業施設の移転に合わせ、簡易的な舗装として一部整備を行っておりますが、整備後約17年が経過し、老朽化が著しいことから、ホタテ出荷作業に支障を来しているものと考えております。このことから、町といたしましては近年のホタテ出荷状況からも今後より一層の背後地の有効活用が求められるものと考えており、現在どのような整備ができるか、その実施の可否を含めて調査、検討を進めているところであります。

2点目の整備をしないとすればどのような理由かについてであります。1点目の答弁で申し上げましたとおり、現在どのような整備ができるか、その実施の可否を含めて調査、検討を進めているところであります。

3点目の北るもい漁協からのこれまでの要望等についてであります。北るもい漁業協同組合からは本年4月に背後地の陥没箇所への砂利敷きの要望があり、その対応を行っております。また、7月12日に既存舗装の補修や舗装箇所の拡大等の整備について初めて打診があり、関係課にて情報を共有した上で7月29日及び8月12日に北るもい漁業協同組合の職員とともに現地にて内容の再確認と整理を行っております。北るもい漁業協同組合に対しては、どのような整備ができるか調査、検討を進めていく旨を伝え、併せて調査、検討に当たっての協力もお願いしたところであります。

4点目の近隣町村と比較しての現状認識についてであります。ホタテの出荷に当たり衛生管理面が重視される中で、近隣町村の同種の背後地が全て舗装整備されている状況からも、本町における舗装等の整備の必要性はあるものと考えております。

以上、逢坂議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、ただいま答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、冒頭申し上げたいのは、1点目、2点目につきましては関連する部分がございますので、併せて質問をさせていただきたいと思っております。まず、答弁書の中では今の背後地の現状が支障を来している、そして今後もこの背後地の有効活用が重要であるということは町も理解されているようで、そのことについて私と共有ができているなというふうに解

積をしたところでございます。そこでですが、答弁書全体を拝見しまして感じたことは、この背後地整備については町も実施しなければならないものだと前向きに考えているように答弁の中で私は受け取りました。そこで、整備の実施についてですが、この答弁書の中でどのような整備ができるか、その実施の可否を含めて調査、検討を進めているというふうに再三述べております。まず、どのような整備とはどのようなことを前提に考えられているのか、今考えられる範囲で結構ですので、具体的に説明をできればしていただきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

まず、経緯なのですけれども、今年度4月に陥没箇所へ砂利入れ等の要望を受けながら漁協等と対応していく中で現状及び整備の必要について認識を深めてきているところです。また、今回はホタテ作業施設の附帯施設としての舗装整備ということもあり、水産業振興の観点からも踏まえた整備方法を模索する必要があると考え、現在農林水産課と連携した協議、検討を進めているところです。

どのような整備ということなのですけれども、まずは港湾として整備するのかどうか、あと水産業振興の観点で整備するだとかという話から、整備の大きさというのですか、どこをどのような大きさでどのような規模でやるかということもありますので、その辺については漁協等と話をしながら今現在具体的な話にしていこうというところであります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 今課長の答弁聞くと、私としてはこの背後地整備は実施するのかなというふうに思いました。担当課、建設課あるいは農林水産課、これらと連携しながらやっていくのだと思います。あとは漁組さん、あとはそこに従事している経営者等についても話をしながらやっていくのかなと思いますが、そういう考えで、私の捉え方でいいのかももう一回再度確認します。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

現在といたしましては、実施の可否も含めてまだ検討、協議している段階でありますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） であれば今は後退したような課長の答弁なので、可否という言葉なのですけれども、辞書を調べると、よいか、よくないか、事のよしあしだとかというふうな辞書でございます。整備することを今可否を含めて検討しているという進行形ですよね。そういうふうに捉えていいと私は取っていますので、それであれば可否という言葉が私としては辞書調べていくと、この整備についてのするか、しないかという部分についての可否というのは何かちょっと言葉が合わないのかなというふうに自分自身では思っているのですけれども、今まだ可否を含めて検討中ですということでございますので、可否と



いうことはするか、しないかということも含めて、またではフィフティー・フィフティーだという考えなのか、どちらかというやる方向に向かっているのか、ここが私の質問の中では、取りあえず一番最後には聞くのですけれども、一番大事なところなのです。冒頭聞くのは、あまり余計なことは聞きたくないのです、要するにフィフティー・フィフティーでいっているのか、それとも羽幌町としては7月の時点で陥没したり現状見ているわけです。その中でそれまでに何回かお話もされている、協議もされていると思いますし、その中で今可否についてどのような整備ができるか進めているということなので、それは前向きに捉えていいのかという部分なのです、聞きたいほうとしては。そういうことで、その辺の町の考え、町としてどう考えているのかというのが大事なところなのです。実際に7月からずっときていて、そして重要であると、背後地は。整備もされていないということもみんな知っているわけです。ですから、私としてはそういう可否について、これから例えば数か月かけてやるのか、あるいは早急に決めて、やる、やらないをです、そういうふうにするのか、その辺は協議されて速やかに、町長はリーダーですから、トップですから、そういうリーダーシップを取るという部分も町長は必要だと思いませんか。町長にその部分だけ、担当課に任せるだけではなくて町長とか副町長がこの問題についてリーダーになってやっていくという気概ぐらい見せたほうが私はいいと思うのですけれども、その辺は町長はどう考えていますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁書にこだわらないで可否にこだわったご質問で大変困っておりますけれども、すぐできるかできないかといったら、それは答弁できないので、今年できるか来年できるか再来年になるかと。ですから、背後地の重要性、そういったものを今検討しているということでございますので、この文面のとおりご理解をいただければというふうに考えます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 町長もなかなかそう簡単にやりますとかどうとかというのは言えない部分もたくさんあると思うので、それまでは私も答弁を求めません。羽幌町、例えばもし実施する、しないという決める基準みたいなもの、そういう判断する材料、どのような判断をもってこの背後地の整備をする、しないという、その基準みたいなものを例えば中ではなければつくっていただいて、こういう状態だからやりますよ、いや、こういう状態だからもうちょっとあれしますねとか、そういう基準なり決まりなりをつくって最終的に町長さんが判断すると思うのです。ですから、その辺の判断基準みたいなものを現在持ち合わせていなければつくったほうが私はいいと思うのですけれども、その辺はどうですか、担当課長として。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほどの話と一緒にしたらまたお叱りを受けるかもしれませんがけれども、いろいろな場合の想定として、これはこういうふうだというようなことを簡単に

決められるという、そういう問題でもなさそうなので、本当に今日の答弁書のとおりご理解をいただければ、私も最初の就任のときから一次産業の振興ということは常々申し上げておりますし、この中でも訴えてありますが、近年の、議員からも指摘ありましたけれども、漁協の水揚げ高の占める割合も増えていっているということも現状としてありますので、そういったことも今加味しながらどういった交付金や補助の道があるのか、そういったことも含めてどれだけできるのか、どうすることがいいのか検討しているというところでございますので、どういった線だとやるとか、やらないとかということにはなかなかかなりづらい問題でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 先ほど町長に答弁求めたわけではなかったのですが、町長答弁してくれたのですが、担当課でそういうものも、基準というか、こういう場合はやらなければならないとかいろいろなことを挙げて、そしてその中で例えば点数制にしていいです。例えば10点制にして、いりなくぼ地が多過ぎる、もう舗装もないわけで、現場見ているわけでしょう。僕も何十回も見ているのですが、あの状態では絶対フォークリフト、運転したことある方いるかとも思うのですが、まず動かさないとですね、物を例えば積んだり持ってきたりして。だから、そういうふうにと考えると早急に本当は整備するべきだったのです。他町村については、最後にお話ししますが、本当にきれいに整備されて、フォークリフトもスムーズに動いて、作業もスムーズにやられると。羽幌町だけですね、やられていないの。大変な目に遭っているという現状を私は見えています。夜中の3時か4時ぐらいに冬場10月ぐらいからやるのです、特に忙しい時期は。みぞれ降ったときにやっているのです。これも実際に何回も僕は見えています。あの現状を見ると本当に早期に、もっと早くするべきだなというふうに私は感じております。苫前、遠別なんかはすばらしい背後地を造ってやっているわけでございますので、ぜひ羽幌もそういう意味で早急にやっていただきたいということで、まずそれについては終わりたいと思っております。

それで、整備する前提においては一番肝腎なのはお金なのです。財源なのです。財源がなければ当然幾ら整備したくたってできないわけでございます。それで、前回質問の中の要旨の中でも言っていますが、平成16年に現在の位置にするホタテ養殖保管施設、これを建設移転して、同時に背後地も簡易舗装で整備されております。そのときに、平成16年ですから、今すぐ分かるかどうか分かりませんが、総事業費、それから背後地に係る経費、それからどういう補助裏を使ったのか、過疎債なのか本当の国の補助、後で言いますが、あるのですが、そういうものについて今分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

平成16年度の羽幌町のホタテの増養殖作業保管施設につきましては、施設部分の本体

といたしまして事業費で約4,900万円ほど用意しております。そのうち町の補助といたしまして2,000万ほど出してあります。それ以外ということで、背後地の簡易舗装の部分につきましては、細かい部分までは分からないのですけれども、当時の予算額として260万ほどつけてありますので、その範囲内で実施したものだと思っております。あと、その部分に係る補助裏ですとかどういった財源を使ったかといった部分につきましては、現在手持ちの資料がありませんので、ご答弁についてはお答えできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 総事業費約、水産課長知っていて4,900万。260万、背後地。あそこ僕の間測ったのですけれども、幅が8メートルの長さ70メートルなのです。深さは僕掘れないので、分からないのですけれども、それだけの広さで260万かかっているのです。今度私が要望しているのは背後地全体の整備なのですけれども、それがどのぐらいかかるかという部分については私素人ですので、それはきちっとした調査をして、あるいは基本設計をして、それで初めて出てくる数字かなというふうに思います。それ考えるとそんなに金額、大変失礼なのですけれども、補助はあると思うのです。これは大平財務課長に今聞きたいと思うのですけれども、この補助というのは、私簡単に今調べたのですけれども、過疎債は別として、これはこれでいいと思うのですけれども、例えば水産基盤整備事業補助金制度というのがあるのです。それから、社会資本整備総合交付金制度、これは事前に計画を出さなければもらえないものなのですけれども、こういうようなものも、例えばですよ、たくさんのお金かかるときには使えるので、過疎債も当然使えると思うのですけれども、その辺のことも含めていろいろと協議されるべきだと思うのですが、財務課長としてはどう考えているのかお願いします。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

今逢坂議員おっしゃられた社会資本整備交付金ですとかその辺になると、多分ある程度の一定規模必要だと思います。また、今おっしゃられている場所につきましては港湾施設内になってきますので、若干また物が違ってくるのかなというふうには捉えております。水産関係につきましては私のほうではっきり分からないので、そこは使えるようであればもちろん農林水産課のほうでその辺の活用は検討してもらおう形になると思います。ただ、1点、過疎債に関しては、今やる部分については施設の附帯設備という形になりますので、附帯設備の補修という形にしかありませんので、そこにつきましては過疎債は充てられないというふうには捉えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それであればなお国・道の補助、これをやっぱり、私なりに調べたものなのですけれども、こういうものをぜひ調べて活用できるものは活用するというふうなことをやって、できるだけ早く、過疎債が使えないのであれば町の財政厳しい状況で

すから、できるだけそういう国・道の補助制度を活用するということはぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、最後のほうになるのですけれども、もう何点かありますが、これは早期にやっていただきたいということで、これから今進めている最中だと思うのですけれども、例えば来年度に、今は9月ですから、12月臨時費になると11月ぐらいまでですか、12月の頭ぐらいですか、計上するようになるのかなと思うのですけれども、調査費とかそういう部分で計上する予定は今のところないのか。今後検討して早急にそれは調査をするべきだと。まず、調査をしなければ前へ進まないわけです。ですから、そういう部分についてどういうふうに考えているのか。担当課で、課長でもいいですし、お答えいただければと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時33分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

逢坂議員から早期整備に向けての調査費等の予算化というようなお話かと思えます。これまでの経過につきましては、建設課長のほうからもご答弁申し上げているとおり、組合さんのほうからお話をいただきまして、現在建設課のほうが主体的となってその整備構想的な部分を今整理しているところであります。それをもって漁協さんとも再度打合せをしながらどれくらいの費用がかかるかといった部分を町側としてやっていきますので、外に出して調査費を予算化してどこかに頼むというようなことは考えておりませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それであれば建設課自前で技師さんが調査をするという解釈でよろしいですか。もう一回確認です。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

そのように受け止めていただいてよろしいかと思えます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひそういうことも含めて、担当課には大変お忙しい思いをさせるとは思いますが、まずは調査をしなければ始まらないことなので、ぜひそれを進めていただきたいと思えます。

それから、3点目に入ってしまうのですけれども、これまで7月に初めて陥没して砂利

を埋めたという答弁でございます。それから9月ですから、7、8、2か月ぐらいたっているのですけれども、その間に例えば担当課で、どこが担当なのか、建設課が主体だと思いますが、背後地の問題について内部検討された回数とかあれば、そして関連部署とも協議しましたというのがあれば教えてほしいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時35分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 先ほど7月ということでしたが、本年4月に背後地の陥没箇所への処理ということで、そこを4月に訂正させていただきます。

○議長（森 淳君） 建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） お答えいたします。

答弁にもありますとおり、4月には組合さんからの要望で陥没箇所に砂利入れを実施しております。その後、これも答弁にありますとおり、正式には7月12日に建設課のほうに打診がありました。その後関係課との調整を経ております。その後においても漁協さん及び農林水産課などと現地調査を複数回実施してきており、現在に至っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。それで、漁組さんだけではなくて6経営体でホタテ養殖漁業をやっているわけですから、その経営者は入れていないということですか。私は今後もしそういう協議がある場に、出られる経営者と出られない経営者がいると思うのですけれども、そういう方も含めたほうがいいのかと思うのですけれども、その辺は漁組さんのお話の中だと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか。入れてもいいように考えているのか、いや、それは入れる必要がないと思っているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

検討に当たっては直接漁業者の方も入れてはいいのではないかということのご要望であ

りますが、これまでにつきましては一応ホタテ部会の方には入っていただいている、建設課のほうと打合せしている中では入っていただいております。今後青写真的なものができた段階につきましては、組合さんのほうとも打合せする中ではやはりホタテ部会の方、できるだけ実際に使われる方という部分のご意見ももちろん大切だと思いますので、必要に応じてご参加いただくなどそこら辺は臨機応変に組合との協議の中で進めていきたいというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そういうことでぜひよろしくお願いをいたします。

一番最後になるのですけれども、これについては先ほど町長の答弁で、私は常々羽幌が一番背後地が悪いと、環境整備もそうなのですけれども、思っていた部分については町長も悪いと。悪いという表現はされていませんが、環境面で重視されている部分についてはあまりよくないということ認識されているようでございますので、ぜひそこについて早急に今後については整備をさせていただけるようによろしくお願いをいたします。

それで、最後になります。町長に伺います。今の背後地の状態をいち早く解消して、ホタテ養殖漁業に携わる経営者、従業員、パートの奥さんもたくさんいます。その方々が安心して冬場も、みぞれ降るときも雨降るときも漁だとか作業ができるような背後地の整備をしてあげるべきだと私は思うのです。これも早期に。町長の思いというか、考えは答弁書で分かるのですけれども、最後にそういう気持ちというか、どういう考えでやる、考えをやるとかちょっと言葉は悪いのですけれども、どういうお気持ちでいるのか。最後に確認の意味というちょっと言葉は悪いのですけれども、町長としての気持ちはどう考えているのか教えてほしい。そこで終わります。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたとおり、今回の答弁書にあるとおりでございます。今後背後地についてどういう切替え、議員もご指摘のとおり交付税等の補助、そういったものもどういう方向がいいのか、また先ほども建設課長からも出たと思いますけれども、ここについてはほかの施設と違いまして漁港ではないということも一つのハードルにもなるかというふうに思っておりますので、この答弁書のとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） すみません。最後と言ったのですけれども、ちょっと時間があるので。町長、答弁書のとおりだったら自分の気持ちではないのです。私聞きたいのは町長の気持ちとしてこういう方々、そこに従事している方々も含めていろんな方います。家族も関連すると仮定すると500人ぐらい実はいるので、家族入れると。その方々に対して安心、安全を、背後地を整備するということはホタテ業に対して安心、安全イコール家族に対しても安心、安全を与えるわけです。だから、そういう意味で町長の気持ちはどうですかということをお聞きしたいのです。この答弁書のとおりではなくて町長はどう思っ

ているのかと、背後地の整備について。順次検討されているとは担当課のほうから聞いていますので、可否についても検討するという事なので、ただ町長の気持ちとしてどうなのかということをお聞きしたいので、そこを。答弁できなければいいですけども、答弁できれば答弁してください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 気持ちを述べるということでございますけれども、気持ちはあっても述べられないものは述べられないですし、このとおりでございますので、ここから深読みしていただければと思います。書いてありますから。ご理解ください。

○議長（森 淳君） これで8番、逢坂照雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） ケアラー支援の現状と取組について質問をいたします。

我が国では、平成12年度から始まった介護保険制度により、介護の必要度に応じた介護サービスが受けられるようになりました。その一方で、在宅介護などを担う介護者への社会的支援のための法整備や仕組みづくりはされていない状況にあります。一般社団法人日本ケアラー連盟では、心や体に不調のある人の介護、看病、療育、世話、気遣いなどケアの必要な家族や近親者、友達、知人などを無償でケアする人をケアラーと呼び、高齢者の介護に限定せず、広くケアラー支援を呼びかけています。埼玉県では、昨年2月に議員立法で提案され、全会一致で可決成立したケアラー支援条例は、ケアする人の支援を真正面に掲げる日本初のものとして注目を集めました。この条例では、ケアラーの中でも家族のケアを担う18歳未満の子供をヤングケアラーと定義し、特別に強調しています。今年3月には空知管内栗山町で町提出の同様の条例が全会一致で可決され、全国の市町村で最初となっています。我が町においても核家族化、高齢、少子化などが進んでいることから、家族にケアが必要となった場合の負担は大きく、困難を抱えているケアラーが存在しているものと思われます。まずはそうした実態を把握し、ケアラーに対して必要な支援が行われるよう対策し、併せて条例の策定も検討していくべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、ケアラーにつきましては特にヤングケアラーの問題がクローズアップされており、今後も社会問題の一つとして大きく取り上げられていくものと認識して

おります。こうした中、北海道がケアラーについての現状把握に取りかかり、各市町村にも7月に実態調査の照会があったところでもあります。この調査では、本人、家族、事業所それぞれのニーズや課題を把握することで、家族介護が行き詰まることのないよう社会全体でケアラーを支える仕組みづくりに向けた具体的な施策の検討につなげることであり、調査結果は市町村や相談機関に情報提供されるとともに北海道のホームページにも掲載され、広く公表される予定となっております。町といたしましては、現状行っている介護や様々な枠組みの中で問題を抱えているケアラーの把握に努め、また社会的な支援が行き届くよう病院等の施設や近隣の方から寄せられる情報などを生かすことでケアラーの方が孤立をしないよう今後も努めてまいりたいと考えているところであります。

また、役場内においても介護、保健、福祉、教育など横の連携を重視し、様々な問題に取り組んでいるところでもありますことから、現時点での条例を制定する考えはございませんが、北海道の実態調査及びその後の検討状況などを踏まえつつ、今後どのような方向に進んでいくか注意深く情報収集などを行ってまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、一問一答でケアラー支援の現状、取組について質問させていただきますが、まず今回ケアラー支援という言葉について、最近にわかにクローズアップされてきているとはいってもまだまだ知られていないなというのが実感です。この間私も町の人に今回金木議員は何を質問するのですかと聞かれてケアラーの問題だよと、ケアラー支援について聞くよと。何それというところが何人もそう聞かれました。国のほうで中高生に対してこのアンケートを取ったところ、実際特にヤングケアラーという言葉、自分たちのことなのに8割の中高生が知らないということもあったようですが、なぜケアラーの問題が今にわかに問題になっているのかということでもあります。私の質問書の中にもある程度は載せたつもりではありますけれども、詳しい内容説明も必要ないのかもしれませんが、私も述べております日本ケアラー連盟の連盟をつくったときの結成宣言の中にこうあります。私たちの社会には暮らしていくのに介護が必要な人がいます。ここで言う介護はケアラーも含めての介護ということですが、障がいを持つ人や病気やけがで療養中の人、支えが必要な高齢者などです。そして、身体的、精神的、経済的な不安を抱え、将来の見通しも持てないままその人たちの介護をしている人がいますと。そういうことを望んでいるのでしょうかと、人生そういう人生で終わっていいのでしょうかということ、尊厳ある個人としてその権利、ケアをする人にとってもその権利として身体的、精神的、経済的負担を社会で支えていくのが必要なのだということを高らかにうたって、このケアラー支援についての必要性が述べられています。

答弁書ではヤングケアラーについても触れられているので、これも多分御存じだろうとは思いますが、今年の3月、4月頃にかけて国の厚生労働省と文部科学省が共同で行っ



ている先ほど言ったアンケートですが、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームというものを立ち上げて、全国規模の調査を行って報告書を発表したと。これが発表したのが5月だったかと思いますが、この中で全国の中学校と高校を無作為で抽出して、中学校では全部で1万ぐらいあるうちの10%、1割、1,000校、高校では全日制の高校では大体3,500あるそうですが、その1割、350を抽出して2年生にアンケートを取ったと。あなたは家族の中でケアをしている人がいますかと聞いたところ、中学2年生では5.7%がはいと答えた。5.7%は人数でいえば17人に1人になるようです。高校2年生に聞いたところでは4.1%がはいと答えた。24人に1人ということだったようです。都会の学校とかこういう地方の学校で多少の差はあるのかもしれませんが、17人に1人とか24人に1人ということは1クラスに1人ぐらいはいる勘定になるのかなと思います。

答弁の中で北海道からも7月に照会を受けたというふうに答弁をされていますが、北海道で実施していたのは私知りませんでした。このときの実態調査の内容といますか、どのような手法で、もう既にお答えはされたのだと思うのですが、どのような内容をどのような程度の調査報告書だったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

北海道の調査なのですけれども、まず各市町村には対象のケアラーの紹介の依頼がありまして、ご紹介をして、紹介をした方には道のほうからアンケート用紙といますか、調査用紙が町のほうに来まして、町のほうから対象の方に発送をして、記入後は、今度は市町村通らないで直接北海道のほうに回答するというような手法の調査でありますので、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、現状各市町村では回答内容は全く分からないという状況であります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） その質問内容なんかも御覧になりましたか。支障のないところでこんなようなことを聞かれていたということをもし説明していただけるならお願いします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えします。

まず、一般的に年齢ですとか仕事、住んでいる地域、あと世話をしているという人に関してはどういった間柄の方をお世話しているのかとか、その方の性別ですとか、あと必要な理由ですとか、あと例えば自分が、ケアラーの方が体調が悪いときに代わってくれる人がいるのかとか、結構細かい内容も網羅をしているのかなというような印象です。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。7月に道からあったということは、恐らく3月、4月の国のそういうヤングケアラーの動きもあって、それに準じて道も実施したのかなというふうに、これは私の推測ですが、理解をしたところでは。

ケアといっても意味が広いのです。もちろん介護保険制度にのっとった高齢者を介護するのもケアですし、私も言いましたけれども、看病だとか療育だとか世話、気遣いといいますけれども、お世話というのかな、いうことも広く捉えているところだろうと思います。この中に学者の論文なんかを見ますとひきこもりの問題にもわかに出てきているかと思えます。ひきこもりの方がいるという家庭もその方にお世話をする家族が必ずいるわけですから、こういう場合もケアの問題、ケアラーの対象になるのかなと思いますが、町としてはひきこもりの問題、同じくケアの一つだという認識なのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

多分といいますか、そういう場合ですとケアの部分にスポットを当ててというよりも、ひきこもりならひきこもりそのものにスポットを当てた対応が主になっているという状況だとは思いますが。ただし、その中で一緒に生活されている方の部分ですとか、当然そういうような部分のお話もされています。それで、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、社会的な支援にそういう部分からつなげていきたいというような流れで現状は行っているという状況であります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 私もひきこもりの項目だけで食い下がるつもりはないのですが、8050問題なんていうふうにもよく言われて、最初の状態は10代、20代ぐらいで引き籠もったのだけれども、それが20年、30年たって今は50歳前後になると、親は80を超えるというふうに言われて、それが8050問題ですが、それも言われたのは10年ぐらい前ですから、今なら9060問題ぐらいになってきているということで、これも別項目仕立てでひきこもり問題についてもいつか聞きたいなとは思ったりもしたことがあったのですが、私は広い意味ではケアラーの問題に取り込んでいいのかなという認識ではあります。

今回いただいた答弁では、条例化までは今のところは考えないけれども、今ある体制、相談体制とか支援する体制で何とかうまく支援につなげていって問題がないように対処していきたいという答弁だろうというふうに思うのですが、それはそれで町の考えとして私はそうなのだなということで理解したところですが、せっかく私は埼玉県の県名や栗山町という町名まで出して言ったわけですので、今町としては現状で行っている今の枠組みの中で十分対応していけるという判断の上での答弁なのかどうかということを確認したいと思うのです。栗山町では今回条例の中で、条例化するに当たって、この町は10年ぐらい前から実態調査をしていたようなのです。町民に対してケアの実態はどうかと。これ10年も前に取り組んでいたというところは感心するところですが、条例の中ではケアラーの支援に関する推進計画として包括的な情報提供や支援体制の構築、ケアラー同士の交流や集いの場の設置、支援を行う人材の育成、ケアラー支援の必要性や認知を深めるた

めの広報活動や啓発活動などの施策をきちんと策定していくということが、どういう取組をするかという、そういう項目を具体的に条例の中に盛り込んでこれから取り組んでいくというところなのだと思うのです。羽幌町ではそうした条例がなくても十分対応しているのだよと、ちょっと聞き方は意地悪な聞き方かもしれませんが、そういう判断なのかどうか改めて、栗山町の紹介もしながらで恐縮ですが、もう一回その辺確認してお答えをいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

十分なのか十分ではないのかというのは当然それぞれの価値観ですとか、そういうもろもろに左右される部分ではあるかと思えますけれども、現状では、答弁の中にもありましたけれども、介護ですとか障がいの分野ですとか、あとはそれ以外の、先ほど議員おっしゃられました例えばですけれども、ひきこもりですとか、そういうような部分についても単純に担当課だけで済ますのではなくて、もろもろ横の連携を使いながら、例えばひきこもりという部分でいきますと教育委員会、そういう児童・生徒の部分にも関わりますし、当然ですけれども、うちの保健師はそういう当該の方に関しては小さい頃から入っているというケースもございますので、そういうもろもろ現状の部分で、足りるか足りないかは別として、現状では今のそういうある資源の中で対応していくというような考え方であります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 私も現状で取り組むとすれば、今言ったようなところのほかに例えば社協さんですとか、あるいは一番詳しく事情が分かるであろう各町内会の方ですとか民生委員の方だとかという方々も当然一緒になっての対応、取組ということも考えられると思うのですが、そういうことで私は理解していくつもりではありますけれども、ただ道でも今回こういう調査をしたと、国は国でもちゃんとプロジェクトチームを立ち上げて今まとめているというところでは、さらに大きな例えばケアラー支援法みたいなものを今つくることも視野にあるのかどうか分かりませんが、そういったこれまでいろんな法律がありますけれども、介護保険法だとか障害者総合支援法だとか、それから子ども・子育て支援法、過去のそれだけの法律や対応ではなくて、いろんな包括的な法整備とか体系というのが今少しずつ増えてきているのだらうと思うのです。こういうケアラー支援も包括的な対応が恐らく取られるのではないのかなと。条例化は去年から始まって、3月議会、6月議会で幾つかつুক্তようすけれども、今行われている9月議会でもまた幾つか多分できるだらうと思うのですけれども、そういった動きや国や道の対応などを見ながら、今のところは検討する気はないというのは、それはそれでいいのですが、せっかくこうやって先行事例として栗山町で取り組んでいるわけですから、栗山町の実践例なども調査研究などしながら、これは必要ないけれども、羽幌町はこれならできるかなとかというところをもうちょっと詳しく分析をしながら多少なりとも、コロナ対応で大変だとは思うのですけ

れども、またそういった面も必要なのかなと思うのです。ぜひとも今のケアラーの問題、ケアラー支援の問題が一步でも二歩でも前進するような対応、取組を期待したいと思いますが、最後に同じ答弁の繰り返しになるかもしれませんが、町長に最後そういったことで最後のまとめのご答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町長として、この答弁書に書いてあるとおり、今後とも調査研究、それから北海道の情報収集等取り組んで適切に反応していきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） これで1番、金木直文君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時15分）